



役員及び評議員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人育誠会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員の報酬等、費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員への報酬等は、これを支給しない。

(費用弁償の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たり負担することとなる費用、又、費用弁償について以下の事項を支給しない。

(職務の種類)

第4条 費用弁償を支給しない職務は、次のとおりとする。

- (1) 評議員会及び理事会への出席
- (2) 監事による監査（定期又は臨時）
- (3) 行政機関による監査への立会
- (4) 役員及び評議員の各種研修会への参加及び他施設等の視察研修
- (5) その他理事長が必要と認めた職務

(規程の改正)

第5条 この規程の改正については、評議員会の承認を受けなければならない。

(雑則)

第6条 この規程に定めのない事項については、この法人の定款他諸規則及び法令等によるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日に遡及し施行する。

